

旭川市屋外広告業新規登録申請について

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。旭川市内で屋外広告業を営もうとする法人又は個人は、旭川市内に営業所があるかないかにかかわらず、旭川市長の登録を受けなければなりません。

新規登録を希望する場合は、下記の通り申請書を御提出ください。

屋外広告業新規登録申請書の提出書類

	提出部数		備考
	法人で登録	個人で登録	
屋外広告業登録申請書 (様式第15号)	1部	1部	
登記事項証明書	1部	—	* 法務局発行 (現在事項全部証明書の原本)
誓約書 (様式第16号)	全役員 各1部	本人分 1部	* 監査役は不要 * 住民票の写しは、業務主任者と法人役員とが同一の場合、あわせて1部となります。
略歴書 (様式第17号)	全役員 各1部 法人のもの1部	本人分 1部	
住民票の写し (マイナンバーの記載のないもの)	全役員 各1部 業務主任者1部	本人分 1部	
業務主任者の資格等を 証明する書面の写	1部	1部	* 2名以上の場合は、それぞれの分

※申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書類、誓約書、略歴書も必要となります。